

第 22 回東海北陸作業療法学会

参加費への課税と ボイス制度対応領収書発行について

学会参加費には課税されません。以下の説明をご覧ください。

公益事業に対する非課税法人事業税は、独立行政法人、日本赤十字社、商工会議所、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人（非営利型法人に限る。）、法人である労働組合、その他各種共済団体などのように、その行う事業の目的が公益的なものについては収益事業に対してのみ課税され、収益事業以外のものに対しては課税されない。（地方税法 第 72 条の 5 ）。

インボイス制度への登録は、岐阜県作業療法士会は非課税事業のみの法人であり、消費税の計算や納税が必要とならないため、行っておりません。